

安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例(平成 24 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 葬斎場は、次の業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 葬斎場は、次の業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p>

<u>(2) 小動物の死体の火葬及び霊安室の使用に関すること。</u>	
<u>(3) (略)</u>	<u>(2) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>
第 4 条から第 14 条まで (略)	第 4 条から第 14 条まで (略)
別表第 1 (略)	別表第 1 (略)
別表第 2(第 8 条関係)	別表第 2(第 8 条関係)
(表は省略)	(表は省略)
備考 _____ _____ _____	備考 <u>この表において「市内」とは、死亡当時の死亡者又は火葬許可申請者の住所が本市の区域内に存していた者の場合とする。ただし、手術肢体、胎盤、産汚物等については、申請時の住所が本市の区域内に存する申請者をいう。</u>
<u>1 この表において「市内」とは、死亡当時の死亡者又は火葬許可申請者の住所が本市の区域内に存していた者の場合とする。ただし、手術肢体、胎盤、産汚物等については、申請時の住所が本市の区域内に存する申請者をいう。</u>	
<u>2 犬の死体の火葬を行う場合において、当該犬に係る狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 2 項に基づく登録又は動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 39 条の 5 第 1 項に基づく登録がないときは、市外の金額を適用する。</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に課す使用料について適用し、施行日の前日までに課した、若しくは課すべきであった使用料については、なお従前の例による。